

第2期「高知県消費者教育推進計画」の策定について（案）

【第2期計画の概要】

○ 第2期計画の策定時期

令和5年3月を予定

○ 計画期間

令和5年度～11年度の7年間

○ 目的

被害に遭わない自立した消費者にとどまらず、よりよい社会の発展に寄与する消費者を育成するために、市町村や学校教育、関係団体など様々な主体との連携・協働のもと、消費者教育を総合的、体系的に推進していくことを目的として策定

○ 位置づけ

消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第10条第1項に基づく計画

○ 重点施策

高齢者の消費者被害の防止

若者（高校、大学生等）に対する消費者教育の推進

消費者被害・トラブルを潜在化させない取組の推進

インターネット利用に伴うトラブルへの対応強化

エシカル消費の推進

自然災害等の緊急時への対応

○ 検討体制

高知県消費者教育推進地域協議会（H26年1月～高知県消費生活審議会を同協議会に位置づけ）の委員により検討

○ 策定スケジュール

（変更前）

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
第1回消費生活審議会		県民意識調査				第2回消費生活審議会(予定)	12月県議会に報告	第3回消費生活審議会(予定)	パブリックコメント	第4回消費生活審議会(書面)	第2期計画の改定

（変更後）

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
第1回消費生活審議会		県民意識調査				第2回消費生活審議会(予定)	12月県議会に報告	パブリックコメント	第3回消費生活審議会(予定)		第2期計画の改定